

お客さま各位

## 「MITO積立投信約款」の一部変更について

このたび、「MITO積立投信約款」の一部が変更となりましたので、次のとおりご案内いたします。

(下線部分が変更箇所です)

新(変更後)	旧(変更前)
<p><b>(自動引落、振替の停止)</b></p> <p>第12条 当社は、<u>収納代行方式および振替方式</u>において3回連続して引落または振替が行われなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落または振替を停止するものとします。</p> <p>2 当社は、前項の自動引落または振替の停止によりお客さまに生じた損害等については、その責めを負わないものとします。</p> <p><b>(自動引落、振替の再開)</b></p> <p>第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落または振替について、お客さまが所定の方法により自動引落または振替の再開を申出た場合、再開するものとします。</p> <p><u>(2021年10月1日改定)</u></p>	<p><b>(自動引落(追加)の停止)</b></p> <p>第12条 当社は、<u>収納代行方式(追加)</u>において3回連続して引落(追加)が行われなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落(追加)を停止するものとします。</p> <p>2 当社は、前項の自動引落(追加)の停止によりお客さまに生じた損害等については、その責めを負わないものとします。</p> <p><b>(自動引落(追加)の再開)</b></p> <p>第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落(追加)について、お客さまが所定の方法により自動引落(追加)の再開を申出た場合、再開するものとします。</p> <p><u>(2020年11月1日改定)</u></p>

以 上